

ウェルカムベビーブック

母子手帳交付の時にお配りしています。妊娠期から出産後までに活用できる情報を掲載していますので、あわせてご覧ください。

問合せ先

《保》子ども家庭課 母子保健係 042-438-4037



児童手当

〔内容〕子どもを育てている方に支給される手当

〔対象〕18歳到達後最初の3月31日までの子どもがいる世帯

※公務員の方は勤務先に申請してください。

問合せ先

《田》子ども若者応援課 手当助成係 042-460-9840



子供の医療費の助成制度（マル乳・マル子・マル青）

〔内容〕健康保険を適用し、その自己負担額を助成 ※それぞれ自動更新されます。

〔対象〕●乳幼児医療助成制度（マル乳）

市内に住む義務教育就学前（6歳になった後の最初の3月31日までの間）で、健康保険に加入している子どもを育てている方

●義務教育就学児医療費助成制度（マル子）

市内に住む義務教育就学期（6歳になった後の最初の4月1日から15歳になった後の最初の3月31日までの間）で、健康保険に加入している子どもを育てている方

●高校生等医療費助成制度（マル青）

市内に住む高校生等（15歳になった後の最初の4月1日から18歳になった後の最初の3月31日までの間、学生であるかは問いません）で、健康保険に加入している子どもを育てている方。

問合せ先

《田》子ども若者応援課 手当助成係 042-460-9840



乳幼児健康診査（乳児・1歳6か月児・3歳児）

子どもの身長や体重などを測定し、医師等が診察をして、発育や発達を確認します。1歳6か月児・3歳児は、歯科医師が歯科健診を行います。また、健康・栄養・歯科・育児などの相談も受けています。

問合せ先

《保》子ども家庭課 母子保健係 042-438-4037



5歳児歯科健康診査

歯の健診や相談、保護者と子どもへの歯科保健指導などを行います。必要に応じてフッ化物塗布を行います。

（実施期間は5歳になる年度の8～10月。個別に郵送で通知）

問合せ先

《保》子ども家庭課 母子保健係 042-438-4037



予防接種

生後2か月頃から予防接種を開始します。詳しくは、出生の翌月末にお送りする「予防接種説明書・予診票セット」をご覧ください。転入された方は、P3をご覧ください。

●定期予防接種

法律に基づき西東京市が実施する予防接種です。

決められた期間内であれば、無料で接種を受けることができます。

●任意の予防接種

費用は個人負担です。接種を希望する場合は、医療機関に直接お問い合わせください。（おたふくかぜやインフルエンザなどは一部助成があります。）

問合せ先

《保》子ども家庭課 事業庶務係 042-439-3511



西東京市に転入した方へ（健康診査・予防接種）

健康診査及び予防接種のお知らせは、住民票に基づいて各家庭にお送りしています。転入の時期によってはお知らせが届かないことがありますので、母子健康手帳をご確認いただき、健康診査及び予防接種の時期になっても届かない場合は、子ども家庭課にお問い合わせください。

未接種の予防接種がある場合は、西東京市の予診票に差替えが必要です。子ども家庭課の窓口（＜保＞4階）に母子健康手帳を持参してください。確認のうえ、予診票をお渡します。



相談会・講座

●個別育児相談会

乳幼児と保護者を対象に、身長・体重測定、個別相談（保育・栄養・歯科など）を実施しています。日時・場所は、市報などでお知らせしています。

●離乳食講習会

発達段階に応じた離乳食講習会を開催しています。日時・場所は、市報などでお知らせしています。

●1歳児講座

1歳の子どもの生活や食事、歯みがきのことなどの講座を開催します。

1歳のお誕生日を迎える前月頃にご案内を郵送します。転入等でご希望の方は問合せ先へご連絡ください。

●2歳児相談会

身長・体重測定、親子のふれあいあそび、育児に関する各種相談を受けています。

2歳のお誕生日を迎える前月頃にご案内を郵送します。転入等でご希望の方は問合せ先へご連絡ください。

●お口の健康相談室（1歳から3歳ごろ）

歯科医師による歯科健診があります。むし歯や歯ならびのご心配がある方はご利用ください。歯みがきの練習もできます。

●電話相談

健康のこと、育児のこと、子どもの発育・発達に関することなどの相談を受けています。

〔受付時間〕 平日 午前9時～正午 ・ 午後1時～4時

〔電話番号〕 042-438-4037

〔相談先〕 子ども家庭課 母子保健係



問合せ先

《保》子ども家庭課 母子保健係 042-438-4037

養育医療の給付

〔内容〕 医療保険を適用し、その自己負担額と食事療養額を助成

〔対象〕 出生時の体重が2,000グラム以下の乳児や、医師が入院養育を必要と認めた乳児

問合せ先

《保》子ども家庭課 事業庶務係 042-439-3511



自立支援医療（育成医療）の給付

〔内容〕 医療保険を適用し、その自己負担額を助成
（所得に応じて一部負担あり）

〔対象〕 18歳未満の身体に障害（肢体不自由・聴覚・視覚・言語・そしゃく・内臓・免疫機能など）があり、手術などにより確実に治療効果が認められる子ども

問合せ先

《保》子ども家庭課 事業庶務係 042-439-3511



小児慢性疾患の医療費助成（東京都制度）

〔内容〕対象となる子どもの医療費の自己負担分の一部を助成

〔対象〕18歳未満で悪性新生物、内臓や血液などの慢性疾患にかかっている子ども

※子ども家庭課の窓口(《保》4階)では申請書類の受渡しのみ取り扱っています。

問合せ先

東京都 福祉局 子供・子育て支援部 母子健康支援課 03-5320-4375

大気汚染の医療費助成（東京都制度）

〔内容〕医療保険を適用し、その自己負担額を助成

〔対象〕18歳未満で東京都内に引き続き1年（3歳未満は6か月）以上住み、

気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎または肺気しゅの疾病にかかっている子ども

※健康課の窓口(《保》4階)では申請書類の受渡しのみ取り扱っています。

問合せ先

東京都 保健医療局 健康安全部 環境保健衛生課 03-5320-4491

赤ちゃんの手の洗い方

感染症予防のために赤ちゃんもこまめに手を洗いましょう！

- ・タオルは大人と別のものを用意する
- ・「手を洗おうね」と声掛けして
- ・握っている手をそっと開いて、手のひら、手の甲、指の間、指、手首、爪も洗ってよくすすぐ



詳しくはYouTube動画をご覧ください➡

他にも歌や人形劇、手作りおもちゃの作り方など紹介しています。

子どもに障害がある場合

●特別児童扶養手当／児童育成手当（障害手当）

問合せ先

《田》子ども若者応援課 手当助成係 042-460-9840



●医療費や手当について

- ①小児精神病入院医療費助成制度
- ②自立支援医療費（精神通院）支給制度
- ③心身障害者医療費助成制度
- ④心身障害者福祉手当
- ⑤障害児福祉手当
- ⑥重度心身障害者手当



①～③



④～⑥

問合せ先

《田》障害福祉課 手当助成係 042-420-2806

●中等度難聴児の補聴器購入費助成

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない中等度の難聴の子どもに、補聴器購入費用の一部を助成します。

問合せ先

《田》障害福祉課 障害者支援係 042-420-2804



●ホームヘルプ、障害児通所支援サービス

障害のある子どもが介護等支援を受ける「居宅介護」「短期入所」「移動支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」などがあります。

※利用者負担、対象年齢などの要件があります。

問合せ先

《田》障害福祉課 障害者相談係 042-420-2805

